⑪　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑫　不正行為等防止に係る誓約書を提出できる者であること。

⑵　参加表明書の提出　参加表明者は参加表明書において、説明書に示す概略設計など標準図相当の図面、最低限の要求要件等に対して企業の高度な技術力に係る事項に関する着眼点、留意点及び具体案を参加表明書において提案すること。提案のあった事項を次の評価項目ごとにあらかじめ定めた評価基準に基づき評価する。なお、評価基準及び評価項目の詳細は説明書による。

１）性能・機能に関すること

・プレキャストＰＣ床版製作時の品質管理に関する技術的留意点と具体的な方策

・プレキャストＰＣ床版の架設作業における平坦性の確保に関する技術的留意点と具体的な方策

・既設床版の撤去、プレキャストＰＣ床版の架設時における既設桁・床版の損傷防止に関する技術的留意点と具体的な方策

・鋼トラス橋主部材取替時における橋梁全体の安全性確保に関する技術的留意点と具体的な方策

・盛土補強工及びグラウンドアンカー施工時における安全性確保に関する技術的留意点と具体的な方策

２）安全管理に関すること

・工事特性を考慮した安全管理に関する技術的留意点と具体的な方策

（異工種、施工箇所が広範囲に点在、進入路が限定されたグレートセパレート区間、対面通行規制、他工事との同時施工など）

３）施工計画に関すること

・下古谷橋、坂尻橋の施工において、床版運搬車両を極力後退運転させないための技術的留意点と具体的な方策

・施工箇所が広範囲に点在した条件下において、昼夜連続規制期間を短縮するための技術的留意点と具体的な方策

（昼夜連続規制とは、昼夜連続車線規制及び昼夜連続対面通行規制をいう。）

・リスクマネジメントを徹底し、工事の安全を最優先に進めるための技術的留意点と具体的な方策

（共同企業体・関係機関との総合連絡調整、リスクアセスメント、リスク発生時の初動体制、作業手順書変更の対応など）

２）性能・機能に関すること

・プレキャストＰＣ床版製作時の品質管理に関する技術的留意点と具体的な方策

・プレキャストＰＣ床版の架設作業における平坦性の確保に関する技術的留意点と具体的な方策

・既設床版の撤去、プレキャストＰＣ床版の架設時における既設桁・床版の損傷防止に関する技術的留意点と具体的な方策

・鋼トラス橋主部材取替時における橋梁全体の安全性確保に関する技術的留意点と具体的な方策

・盛土補強工及びグラウンドアンカー施工時における安全性確保に関する技術的留意点と具体的な方策

３）安全管理に関すること

・工事特性を考慮した安全管理に関する技術的留意点と具体的な方策

（異工種、施工箇所が広範囲に点在、進入路が限定されたグレートセパレート区間、対面通行規制、他工事との同時施工など）

４）施工計画に関すること

・下古谷橋、坂尻橋の施工において、床版運搬車両を極力後退運転させないための技術的留意点と具体的な方策

・施工箇所が広範囲に点在した条件下において、昼夜連続規制期間を短縮するための技術的留意点と具体的な方策

（昼夜連続規制とは、昼夜連続車線規制及び昼夜連続対面通行規制をいう。）

③　技術評価点の最高点は30点とする。

④　技術評価点の評価項目及び評価基準の詳細は、説明書による。

⑶　入札参加者を選定するための基準　工事契約事務処理要領（平成20年要領第41号）第13条に規定する工事請負契約標準指名基準による。なお、同基準中の「当該工事等における技術的適性」について、上記⑵における評価事項を勘案するものとする。なお、参加表明書において提案のあった事項が発注者の定める最低限の要求要件を満たさない提案は評価しない。

３　落札者の決定に関する事項

⑴　技術提案設計・技術的対話　技術提案設計とは、参加表明書において提案のあった企業の高度な技術力に係る事項に関する着眼点、留意点及び具体案を具現化した技術提案報告書を作成するものである。

技術的対話とは、技術提案設計を入札参加者が実施するにあたって西日本高速道路と行う対話であり、指名通知の日から技術提案書提出の前日まで間に複数回行うものとする。

⑵　プレゼンテーション　技術提案書の提出後、落札者となるべき者を決定するまでの間に、入札参加者は発注者に対し技術提案書の内容説明を目的としたプレゼンテーションを実施する。

⑶　入札条件の通知　技術提案書の提出後、技術提案書の内容を踏まえ、入札参加者に対し図面、仕様書、単価表等（以下「設計図書等」という。）の入札条件を通知する。

⑷　落札者となるべき者の決定方法　入札参加者は、技術提案設計を経て作成した技術提案書による技術提案及び入札価格により契約の申込みを行い、発注者は、契約の申込みについて総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者となるべき者として決定する。

⑸　評価値の算出の方法

①　評価値は、技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除して得た値とする。

②　技術評価点は、あらかじめ定めた評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

１）マネジメント業務計画書

・マネジメント業務の目的、統括責任者の役割と具体的な業務内容、マネジメント実施体制及び実施フロー

⑹　落札者の決定方法　本工事では契約制限価格を設定しないため、落札者となるべき者を決定後、発注者は落札者となるべき者と入札価格の合理性を確認するための協議を行い、合理性を有すると判断した場合、落札者となるべき者を落札者とする。

４　手続等

⑴　担当部署　〒731―0103 広島県広島市安佐南区緑井２―26―１　西日本高速道路株式会社　中国支社　総務企画部　経理課　課長代理　松川　英充　電話082―831―4441　ＦＡＸ082―831―4571

⑵　説明書等の交付期間及び交付方法

①　交付期間　平成28年11月30日（水）から平成29年１月31日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成28年12月29日から平成29年１月３日）(以下「休日」という。)を除く。）。

②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。

https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「162001029」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後４時まで、上記４⑴の場所において入手することができる。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

①　提出方法　持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送（※１）

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出期限　平成29年１月31日（火）午後４時00分まで　（休日を除く）

※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

⑷　技術的対話の実施期間、場所等

①　実施期間　平成29年３月２日（木）から平成29年５月10日（水）まで

②　その他　具体的な実施日時等は入札参加者に対し別途通知する。